

はじめに

(二〇〇九年)。 数は五六〇万人と世界で最も多い るとみられ、国内のHIV陽性者 六人に一人がHIVに感染してい の影響は深刻である。成人のほぼ 南アフリカへのHIV/エイズ

近年では否認主義は退場したもの の影響を受けて混乱した。 わゆる「エイズ否認主義」 リカのHIV/エイズ対策は、い 主化後の一〇年余りの間、 急務のはずであった。しかし、民 にとって、 民主化により一九九四年に政権に 続可能性に黄信号が灯っている。 ついたアフリカ民族会議(ANC) した。アパルトヘイト体制からの 一九九〇年代に急速に感染が拡大 南アフリカにおいてHIV グローバルな援助資金の減少 HIV/エイズ対策の持 HIV/エイズ対策は 南アフ (後述) また、 は

> に留意しながら振り返りたい。 助潮流の変化や援助機関との関係 、エイズ対策を、グローバルな援 本稿では、南アフリカのHIV

二〇〇〇年代初頭のグロ バルなエイズ対策の転換

I V 果があることが確認されると、 RTと略)がエイズ発症を防ぐ効 抗HIV薬を組み合わせる治療法 立てがない死病として恐れられ なったエイズは、 パ諸国で症例が報告されるように イズによる死亡者が激減した。 ○年代後半には、まず先進国でエ た。しかし、一九九六年に複数の (抗レトロウイルス療法、 しかし、ARTは生涯にわたる 一九八〇年代に北米やヨーロッ ARTの普及により、 一九九 ノエイズ対策は劇的に変化し 当初、 治療の手 以 下 A Н

> 低下した。 害しているとの批判が巻き起こっ 国における抗HIV薬の利用を阻 企業の知的財産権保護が発展途上 国のHIV陽性者団体から、 クとなっていた。このような状況 玉 ○一年には数百ドルにまで急激に ○○年の年間一万ドル超から二○ から、抗HⅠⅤ薬の価格は、二○ 発医薬品) 発医薬品と成分・薬効が同等の後 などで安価なジェネリック薬(先 た。また、二〇〇〇年にはインド に対して、国際NGOや発展途上 への普及には高額な費用がネッ の製造も始まったこと 製薬

基金 (GFATM) 世 ズ救済緊急計画(PEPF 〇二年)、アメリカの大統領エイ 発表 (二〇〇三年) など、グロー |界エイズ・結核・マラリア対策 ルなHIV/エイズ対策資金動 抗HIV薬の価格低下に加え、 の設立(二〇 A R

薬の服用が必要であり、発展途上

途上国でもARTの普及が現実的 策へと舵を切った。 従来の予防啓発重視から、 途上国のHIV/エイズ対策は、 (「3by5」)が打ち出され、発RTを開始するという国際目 HIV陽性者の半数に相当)が ○万人(すぐに治療を必要とする ○五年末までに発展途上国の三○ となった。二〇〇三年には、二〇 治療体制の整備を含む包括的な対 (の仕組みが整ったことで、発 ケア・ 発展 標 Α

混乱と対立 エイズ否認主義をめぐる

四年までARTが提供されなかっ る声がいち早く上がった国の一つ 動を活発に展開するなど、発展途 当事者団体である「治療行動キャ フリカでは二〇〇五年末までに三 主に利用する公的部門では二〇〇 となっていたものの、低所得層 費によるARTは早々に利用可能 府の動きは鈍く、民間部門での私 であった。しかし、南アフリカ政 上国のなかでも抗HIV薬を求め 携して医薬品アクセスに関する運 年に設立され、 ンペーン (TAC)」が一九九八 南アフリカは、 「3y5」目標のもと、南ア 国際NGOとも連 HIV陽性者 が

かった。 にとどまり、 たのは公的部門で五万人足らず、 民間部門を含めても一〇万人程度 ことが期待されていたが、二○○ 七万五〇〇〇人が治療を開始する 年三月時点でARTを始めてい 目標に遠く及ばな

たことが知られている。 学者やジャーナリストらと交流を 薬の効果や安全性を疑問視する発 きは当時。 頭、ムベキ大統領とチャバララ= 方のことである。二〇〇〇年代初 る、あるいは疑問を差し挟む考え 学の見解に基づく対策を否定す 防に効果的であるという主流派科 義との関わりが指摘されてきた。 0) もち、その主張に理解を示してき 抗HIV薬導入を遅らせたが、彼 ムシマン保健大臣(いずれも肩書 Н イズの原因であり、 エイズ否認主義とは、 言を繰り返し、公的部門における IV陽性者の治療や母子感染予 遅れについては、 南アフリカにおけるART導入 「否認主義者」と呼ばれる科 以下同様)は抗HIV エイズ否認主 抗HIV薬が HIVがエ

七年制定の改正薬事法をめぐって 「時の南アフリカ政府が、 を傾けたひとつの背景として、 政府指導者が否認主義の主張 一九九 に

> 用 南 性や安全性への不信につながり、 業への不信が、 決着したが、政府指導者の製薬企 薬企業側が提訴を取り下げる形で 抗 Τ を起こしていた。裁判そのものは、 4 たが、これが知的財産権の侵害に 輸入に関わる条項を盛り込んでい るために、 同 ことを指摘することができよう。 多 あたるとして多国籍製薬企業が集 の遅れをもたらした。 アフリカにおける抗HIV薬利 ACも関与した国内外の活発な で南アフリカ政府に対する訴訟 国籍製薬企業と係争中であった 議行動を受けて二〇〇一年に製 国内の医薬品価格を下げ 特許の強制実施や並 抗HIV薬の有効

> > IJ

早期実施を迫った。 力をかけ、 薬ボイコット闘争などを通じて圧 陽性者リーダーによる命がけの服 行 リカ政府に対して、 HIV薬の利用に消極的な南アフ 非難を浴びた。また国内では、 はできない」と述べて、国際的に 単 因は極度の貧困である」、「すべて キ大統領は バンでの国際エイズ会議で、 二〇〇〇年の南アフリカ・ダー 動と憲法訴訟、さらにはHIV 一のウイルスのせいにすること 公的部門でのARTの 「世界で最大の死亡原 このような国 TACが大衆 ムベ 抗

> 三年末に公的部門のART実施を 南 内 含む計画を策定し、 実施することになった。 アフリカ政府はようやく二〇 0) 世 論に押し切られ 二〇〇四年 る形で

援助 機関との緊張関

的ARTプログラム開始当 援助機関との関係は、 る意思が強く、 嫌った。そのため、 念の提唱者でもあり、 対等なものに変革しようとする うとした。しかし、南アフリカは TMをはじめとする援助機関は南 による資金提供は、これまで計九 は、ぎくしゃくしたものであっ ズ対策についても政府主導で進 大統領はアフリカと西洋の関係を もともと政府予算に占める外国援 アフリカに積極的に援助を入れよ なされていた。そのため、 目標達成の成否の鍵を握る国と見 を抱え、 「アフリカン・ルネッサンス」理 / カは、 〇への割合は低く、とくにムベキ 世界で最も多くのHIV陽性 南アフリカに対するGFAT 「3by5」のグローバル ART需要の高い南アフ 南アフリカ政府と H I V とりわけ 援助依存を G F A ノエ 初 た。

> が自らの頭越しに州に直接援助を 助受け入れに消極的だったため 央政府は強く反発した。 入れようとしたことに対して、 苦肉の策であったが、GFATM であった。これは、 州および西ケープ州) 政府 に直接申請し、 (クワズールー・ 認められたも 中央政府が が G F A T ナター 中 0) 援 Ō

設費用や人件費などのほか、 が行う治療活動に対して、 ラムに直接資金が入るために中 リニックの活動は、 EPFARの支援で開設されたク 立ち上がりが遅かったなかで、 てきた。公的ARTプログラム ARTプログラムの外部でNG であった。 PEPFA Rは、 PFARの援助に対しても批判的 などから、 政府がコントロールできないこと なされ、各地で運営されるプログ Rの支援の大半はNGOを通じて 相談がなかったこと、 ついて事前に南アフリカ政府への 対象国に選ばれたが、そのことに また、 PEPFAR開始当初より支援 V薬の購入費用を含めて

支援 南アフリカは、 南アフリカ政府はPE 南アフリカ P E P F アメリ 施設建 抗 公的 \bigcirc 央 Α カ

初期の二案件は中央政府を通さず

おいて、

貧困層にとって貴重な治

:採択されているが、

そのうち

ART普及のとりわけ初期段階

療アクセスを提供したといえる。

否認主義の後退 援助機関との関係改善

化し、 係が改善した。 認主義から距離をおく姿勢を明確 と、その後のズマ政権はエイズ否 ラ=ムシマン保健大臣が退陣する 連携を深める方針に転じた。二〇 な資金確保のために援助機関との 記した戦略計画が二〇〇七年に策 の理由で休職した間に、ムランボ ララ=ムシマン保健大臣が健康上 〇八年にムベキ大統領とチャバラ に沿ったものになり、政府は必要 定されると、南アフリカのHIV 場面も目立った。しかし、チャバ ARTの大幅拡大を目標として明 自色が強く、援助機関と対立する カ政府のHIV/エイズ対策は独 ノエイズ対策はグローバルな主流 ンッカ副大統領の指揮のもと、 一○○五年頃までは、南アフリ 国連機関や援助機関との関

達に関して、 ン財団の支援を受けて入札方法の 的部門で使用する抗HIV薬の調 た。また、南アフリカ政府は、公 ATMに対する南アフリカの大型 二〇〇九年と一〇年には、 資 (金申請が相次いで認められ アメリカのクリント G F

> る は世界最大級のものとなってい 在、 在で累計一四〇万人にのぼり、 たHIV陽性者数は二〇一一年現 ARTプログラムで治療を開始し ことができる。南アフリカの公的 的に仰ぐようになっているとみる めに、援助機関の支援をより積極 て、 達に成功した。こうした動きから 札ではそれまでのほぼ半額での調 改善に取り組み、二〇一〇年の入 南アフリカのART実施規模 ARTプログラムの拡大のた ズマ政権はムベキ政権と比 現

援助資金の減少により 懸念される影響

を見せている。 関側の動向はむしろ逆行する様相 の姿勢の変化に対して、 しかし、こうした南アフリカ政 援助機

府

降、 危 する、大規模な援助資金動員で ATMやPEPFARをはじめと この急増を支えてきたのが、GF るHIV陽性者数は、二〇〇一年 には二四万人であったのが、二〇 ○年には六六○万人に達した。 発展途上国でARTを受けてい 機の影響を受け、二〇〇九年以 発展途上国向けのHIV しかし、グローバル金融

> ことが決議された。南アフリカは 中所得国への資金提供を行わない 原則としてG2に参加している高 募集を中止し、二〇一二年以降 月には、資金不足により新規案件 金不足は深刻で、二〇一一年一一 と転じている。とくに、 ても影響が出る可能性がある。 資金提供が決まっている分につい 申請は不可能となり、 により二〇一四年まで新たな案件 TM資金が利用できることになっ ため、かろうじて引き続きGF 高中所得国であるが、 資に依存しているGFATMの資 や民間財団などからの自主的な出 イズ対策資金は頭打ちから減少へ 「きわめて重い」国に分類され しかし、新規ラウンドの中 疾病負荷が またすでに 各国政 止

新規の患者受け入れを絞ったり EPFARの支援縮小にともな PFAR資金によっていたが、P 供するNGOの活動の多くはPE Tプログラムの外部でARTを提 傾向にある。これまで、公的AR い、そうしたNGOのなかには 援も、二〇〇八年をピークに減少 たりする動きもみられる。 存の患者を公的プログラムに移 PEPFARの対南アフリカ支

といえるのではないか。

員され、 る。発展途上国のHIV/エイズ で、一種の「モデル」として持ち 遺産が再評価されている面もある 流の変化とともに、 に消極的であったムベキ政権は激 急いでいた時期に、 対策のために多額の援助資金が動 上げられているようにも思われ ズ対策資金が減少に転じるなか カが、グローバルなHIV 国の財源から賄っている南アフリ V/エイズ対策の費用の大半を自 病負荷の重さにもかかわらず H 勢への評価というだけでなく、 賛は、「否認主義」からの決別 る。しかし、掌を返したような賞 高く評価されるようになって 組みは、国際機関や援助機関から た。今日では、 を背景に、 義」からの決別を明確化したこと 陣後、ズマ政権が「エイズ否認 しく批判された。しかし、 機関や援助機関との関係は好転 援助機関が実績づくりを 南アフリカ政府と国 南アフリカの取 皮肉にもその 援助受け入れ ノエイ 疾 Ι

所 (まきの アフリカ研究グループ) くみこ/アジア経 済研

前述のように、

ムベキ政権の退